

平成31年度 「学校いじめ防止基本方針」について

1 はじめに

いじめは日本国憲法を否定する重大な人権侵害であるとともに肉体的・精神的な暴力行為となり、未然防止と早期発見早期対応の取り組みが求められています。

本校においても、いじめの未然防止および早期発見と早期対応ができる校内体制を整備し、いじめを許さない学校づくりを目指します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」「北海道いじめの防止等に関する条例」より）

3 いじめの禁止

本校の生徒がいかなる理由があってもいじめを行わないように、学校、保護者、地域全体で取り組みます。

4 いじめ防止に対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という認識
- (2) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- (3) 「いじめは学校と保護者の協力によって解決する課題」との認識
- (4) 「いじめは本人だけではなく、観衆・傍観者になってはならない」という認識

5 いじめの未然防止対策についての校内組織

本校では、「教育活動支援委員会」を「学校いじめ対策組織」とし、保護者・地域と連携し、いじめ防止対策を推進します。

6 学校・学校関係者の対応

(1) 学校

ア いじめ未然防止のために「いじめを生まない土壌作り」に取り組みます。そのために、年間を通じた予防的かつ道徳的取り組みを実施すると共に、教育相談、カウンセリング等の必要な措置を講じます。

イ いじめ実態把握のために、日ごろから教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めると共に、アンケート等を実施し早期発見に努めます。

ウ いじめが発見された場合、本人の保護を第一に適切かつ迅速な対応をします。

エ いじめを許さない生徒の主体的な取組を指導します。

オ いじめについて保護者、地域（警察、児童相談所、関係他校、生徒指導機関等）と連携し対応します。

(2) 保護者

ア 子どもがいじめを行うことのないよう家庭や地域で指導します。

イ 子どもがいじめを受けていた場合は保護します。

ウ PTA活動を通じて、いじめの防止と対策に対して研修を深めます。

エ いじめについて学校、地域（警察、児童相談所、関係他校、生徒指導機関等）と連携し対応します。

(3) その他

ア 学校の取組の適切さについて、学校評議員や学校関係者評価等を活用し検証します。

7 重大事案についての対応

(1) いじめられた生徒に対して、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」をつたえます。

(2) いじめが犯罪行為として認められる時は警察と連携します。

(3) 生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合は所轄警察に通報し、適切な援助を求めます。

(4) 学校は、いじめを行った生徒に対し、教育上必要と認められる場合において、学校教育法第11条の規程に基づき、生徒に対して懲戒を加えることもあります。

(5) 学校は生徒に重大事態が発生した疑いがある場合、教育委員会に報告を行います。